

1 3 障がい者施策と介護保険

障がい者施策と介護保険で共通するサービスについては、介護保険が優先されます。このため、65 歳以上の方、並びに 40 歳以上 65 歳未満の介護保険の特定疾病に該当する身体障がい者のサービスについては、次のとおり適用します。

※ 介護保険の特定疾病

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| ① がん | ② 関節リウマチ |
| ③ 筋委縮性側索硬化症（ALS） | ④ 後縦靱帯骨化症 |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑥ 初老期における認知症 |
| ⑦ パーキンソン関連疾病 | ⑧ 脊髄小脳変性症 |
| ⑨ 脊柱管狭窄症 | ⑩ 早老症（ウェルナー症候群） |
| ⑪ 多系統萎縮症 | ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、
糖尿病性網膜症 |
| ⑬ 脳血管疾患 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 |
| ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 | |
| ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | |

障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険サービスを優先して受けることになります。しかし、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のサービス（行動援護、同行援護、就労移行支援等）については、利用することが可能です。

また、在宅の障がい者で、障害福祉サービスについて適当と認める支給量が、介護保険の区分支給限度額の制約から介護保険サービスのみで確保することができない場合は、その限りにおいて障害福祉サービスで支給することができます。

補装具のうち、車椅子、歩行器、歩行補助つえは、介護保険の保険給付（貸与）が優先されます。しかし、これらの品目は既製品の中から選択することになるため、医師や更生相談所等により障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合は、障害者総合支援法に基づく補装具として給付します。

日常生活用具は、障がいの状況に応じて個別に適合を図るものではないことから、介護保険の保険給付の対象となる特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具等については、介護保険から貸与や購入費の支給が行われることになります。

※ 介護保険についてのご相談は、介護保険課へ